



特別児童扶養手当の申請について

1. 特別児童扶養手当を受けることができる方は

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭において監護している父、もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方を対象とし(表1)、申請

が必要で

※ただし、次の場合は受給する資格がありません。

- ① 児童および父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- ② 児童が障害による公的年金を受け取ることができるとき
- ③ 児童が児童福祉施設(保育園・通園施設・肢体不自由児への短期母子入所を除く)に入所しているとき

2. 手当の額および支払日

特別児童扶養手当の額は、認定請求をした日の属する翌月分から下記の額が支給されます(表2、表3)。ただし、前年の所得(課税台帳による)が、表4の所得制限限度額以上の方はその年度(8月から翌年7月まで)手当が停止されます。

3. 所得による支給制限

請求者(本人)や配偶者および扶養義務者の方の所得が限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給停止となります。

【表1 特別児童扶養手当の対象となる児童の障害の程度】

特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当2級
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級(内部的疾患含む)程度に該当するもの ・療育手帳の判定が(A)・A程度 of 知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級(内部的疾患含む)程度に該当するもの ・療育手帳の判定がB程度 of 知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

【表2 手当の額】

等級	手当月額(児童1人につき)
1級	50,400円
2級	33,570円

【表3 手当の支払日】

支払期	支払日(支給対象月)
4月期	4月11日(12~3月分)
8月期	8月11日(4~7月分)
12月期	11月11日(8~11月分)

※11日が土・日曜日、祝日の場合は、その前営業日。

【表4 所得制限限度額表】

扶養親族の数	請求者(本人)	配偶者および扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算

4. 手当を受けるための手続き

手当を受けるためには、市役所の社会福祉課窓口にて次の書類を添えて申請してください。県知事の認定を受けることにより、県から手当が支給されます。

手話サロンに 参加しませんか



手話を学んだ経験がある方、日ごろ手話を使う機会がない方を対象とした「手話サロン」を開催します。せっかく学んだ手話を思い出して、お話してみませんか。指導は、ろう講師、手話通訳者もいますので安心です。

開催日 【昼のサロン(午前10時～正午)】①9月11日(水)市役所分庁舎第2会議室(2階)、②10月9日(水)市保健センター会議室、【夜のサロン(午後7時～9時)】①8月28日(水)、②9月25日(水)
※両日とも、ひたち野リフレ第2会議室(4階)。

対象 市内に在住、在勤の方で手話を学んだことがある方

※申し込み不要。当日直接お越しください。

参加費 無料

問 社会福祉課 ☎内線1711 FAX874-0421

添付する書類

1. 請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)※外国人の方は、登録済記載事項証明書。
2. 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票
- ★1および2の発効日は認定請求から1カ月以内のものを添付してください。
3. 所定の診断書(社会福祉課窓口にあります)
- ★診断書は申請日から起算して2カ月以内のものを添付してください

1. さい。ただし、次の場合は診断書の添付を省略できる場合があります。まずので窓口にご連絡ください。
 - ・療育手帳の判定が㉠・A
 - ・身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級(下肢障害については4級の一部を含む)
4. 金融機関通帳
- ★必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。児童の口座には振り込みできません。
- 申・問 社会福祉課 ☎内線1711



人権啓発講演会

たびだち 「車椅子からの出発」

～絶望のどん底から這い上がるまでの軌跡～

日時 8月23日(金)

午後1時30分開会、午後3時15分終了(午後1時開場)

場所 市中央生涯学習センター文化ホール

入場料 無料※手話・要約筆記、託児所あり。

講師 鈴木ひとみ氏(バリアフリーコンサルタント)

申し込み方法 FAX、はがき、Eメールのいずれかの方法でお申し込みください。お申し込みにあたり、

①郵便番号・住所、②氏名、③参加人数、④電話番号、⑤催事名「人権啓発講演会」を明記してください。

申込締め切り日 8月9日(金)必着(後日、入場はがきを郵送します)

主催 茨城県、牛久市、牛久市教育委員会 ほか

申 茨城県人権啓発推進センター(〒310-8555 水戸市笠原町978番6) FAX029-301-3138

Eメール koso5@pref.ibaraki.lg.jp

問 茨城県人権啓発推進センター ☎029-301-3136

※託児(満1歳～小学校低学年まで先着20人)をご希望の方は、別途、市社会福祉課(☎内線1771)までお申し込みください。